

# 平成 29 年 4 月 1 日から見舞金制度が変わります！

## スポーツ走行の見舞金はスポーツ安全保険に変わります

オートポリス及び SPA 直入のライセンス会員の皆様がスポーツ走行される際、これまで 1 日につき 500 円入金をお願いしていた見舞金制度は平成 29 年 3 月 31 日をもって終了し、年会費からスポーツ安全保険料を拠出します。平成 29 年 4 月 1 日より 500 円の入金は不要です。

### ☆オートポリス及び SPA 直入会員の方（平成 29 年 4 月 1 日以前に更新料を入金済みの方）

更新料にスポーツ安全保険料が含まれているため見舞金の入金は不要です。

### ☆ライセンス会員新規入会の方・ライセンス更新料未入金で再入会の方

（平成 29 年 4 月 1 日以降ライセンス料金を入金する方）

スポーツ安全保険の補償開始が翌日午前 0 時となるため、入会当日は見舞金 500 円入金が必要です。

### ☆岡山国際、スポーツランド菅生の共通ライセンスで走行される方

スポーツ安全保険に加入していないため、従来どおり 1 日 500 円見舞金のご入金が必要です。

### ☆貸切イベント、レイクサイドコースを走行される方

スポーツ安全保険の補償範囲はライセンス会員様がメインコースをスポーツ走行する場合のみとなるため、従来どおり 1 日 500 円見舞金のご入金が必要です。

## 主な補償内容

### ○傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

### ○賠償責任保険

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

※自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

詳しい補償内容はこちらからご確認下さい→

